

建設現場でサブ番号を活用した 電子マニフェストの運用

小川工業株式会社

はじめに

小川工業（株）は地域の総合建設業として埼玉県内を中心に、河川工事・道路工事・上下水道工事・橋梁工事・耐震補強工事・開発工事・新築工事・増築工事・改修工事など、土木・建築工事全般を手掛けています。また、2021年3月に埼玉県が推進する「SDGsパートナー」として登録され、環境、社会、経済面から持続的な成長に貢献できる企業を目指しています。

今回は建設現場担当の林様と本社において廃棄物全般をマネジメントする石塚様に、電子マニフェストに加入したきっかけから運用についてお話を伺いました。



小川工業株式会社の概要

本社所在地：埼玉県行田市桜町1-5-16

設立：昭和23年12月24日

従業員：178名

事業内容：総合建設業

土木工事・建築工事の設計・施工、生コン・アスコン・再生合材・再生路盤材の製造・販売、注文住宅建築・住宅リフォーム施工

1 導入を決めた背景

小川工業（株）では主たる工事として年間約200件程度の工事を行っており、2,500~3,500件の紙マニフェストを発行し、各現場でコンクリートガラやアスファルトガラなどを排出して

いた。

マニフェストの電子化のきっかけとしては、2020年4月に施行された特別管理産業廃棄物多量排出事業者への電子マニフェスト義務化の経緯があった。

2018年12月当時に、2020年4月の一部電子マニフェスト義務化と社会的な電子化への移行を鑑みて、マニフェストも電子化することを決めた。また近隣の関連する企業や団体でも電子マニフェストを導入していることが追い風となった。

2 導入に向けて

電子マニフェストを導入するにあたっては、電子マニフェストの仕組みやシステムの操作を習得する必要があった。そのため、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが主催する説明会に職員が参加し、導入のポイントや操作の説明を受けた。その職員が中心となって、社内で独自の「社内操作実務講習会」を2回開催し、計50名の職員に電子マニフェストの操作を習得

させた。

「社内操作実務講習会」を開催することで、社内全体に電子マニフェストの周知を図ることができ、2018年12月の社内方針決定から4か月後の、2019年4月から電子マニフェストを導入することができた（図1）。繁忙期となる3月の導入を見送り、4月以降で利用可能な現場から徐々に電子マニフェストを導入したため、大きなトラブル等はなかった。また、取引のある収集運搬業者、処分業者の多くが既に電子マニフェストを導入していたこともスムーズに導入することができた一因であった。

3 JWNET導入後の運用とメリット

JWNETには本社が代表で加入し、システムに同時にアクセスできるサブ番号のIDをそれぞれの現場の担当者に割振り、各現場において電子マニフェストの登録等を行っている。

登録は、予めシステムに保存している廃棄物と処理業者のパターンを呼び出し、排出量等の

必要事項を追加入力するようにしているため、簡単で且つ短時間で登録することができる。また、処理業者とのやり取りには、システムから出力できる受渡確認票を活用している（図2）。導入後は、収集運搬業者と処分業者とのマニフェストのやり取りも早くなり、竣工検査まで時間が無い時などは特に早い処理の恩恵があると感じている。

事務的な面では電子マニフェストのメリットが実感できる点として、以下の3点があげられる。

① マニフェスト登録等状況報告の簡素化

紙マニフェストを利用した場合は毎年自治体に前年度のマニフェスト情報を報告するため、本社の担当者は各現場からのマニフェスト（年間2,500件～3,500件）を1ヶ月程度かけて集計をしていた。導入後はJWNETから自治体に報告するので自社での集計作業は不要であり、JWNETから報告する内容をシステムからダウンロードし確認するだけなので非常に簡便になった。



図1 電子マニフェスト導入までの流れ

②公共工事の竣工検査における実施状況報告作業の軽減

公共工事では竣工検査の際、発注者に廃棄物処理の実施状況の提示と実績証明の報告書が求められている。

紙マニフェスト利用時は、A票・B2票・D票・E票の原本を工事発注者に提示し、その後、実施状況報告書としてD票・E票の写しを提出していた。その際、B2票～E票は処理業者からの返送されてくるのを待たなければいけなかったり、紙マニフェストが紛失しないよう注意を払っていた。電子マニフェストを利用してからはJWNETがデータを保存しているため、データの紛失の心配もなく、システムから廃棄物の処理状況が確認できる「受渡確認票」を印刷して提示・提出することでき、また、システム上でどこまで処理が終わっているかを工事発注者に説明することができるので検査時の対応がスムーズである。

実績証明報告書を作成する場合も、システムから廃棄物情報をダウンロードすることで、非常に集計作業が楽になった。

③ 本社での紙マニフェストの印刷作業の削減

本社で、現場全体の紙マニフェストをドットプリンターで印刷し、各現場に配布していたため、印刷作業に時間がかかっていた。電子マニフェスト導入後は各現場でマニフェストを登録しているため、本社での作業が大幅に削減できた。

4 今後の取組み

一部紙マニフェストは残っているものの、電子マニフェスト導入以降、マニフェスト業務に関する時間や作業量が大幅に削減できた。電子マニフェスト操作に不明点等があるときは、前述の通り、社内でお互いに質問をして回答できるような形をとって、職員が困ることが無いようにし、運用を実践している。

当社では、現場でのゴミの分別を徹底しており、「金属くず」「紙くず」「廃プラ」「木くず」は必ず分けるようにしている。

自社の取組みと併せて、今後も電子マニフェストを活用しつつ、受渡確認票も印刷ではなくタブレットの活用等、様々な工夫を検討しながら産業廃棄物の適正な処理に取り組んでいきたい。

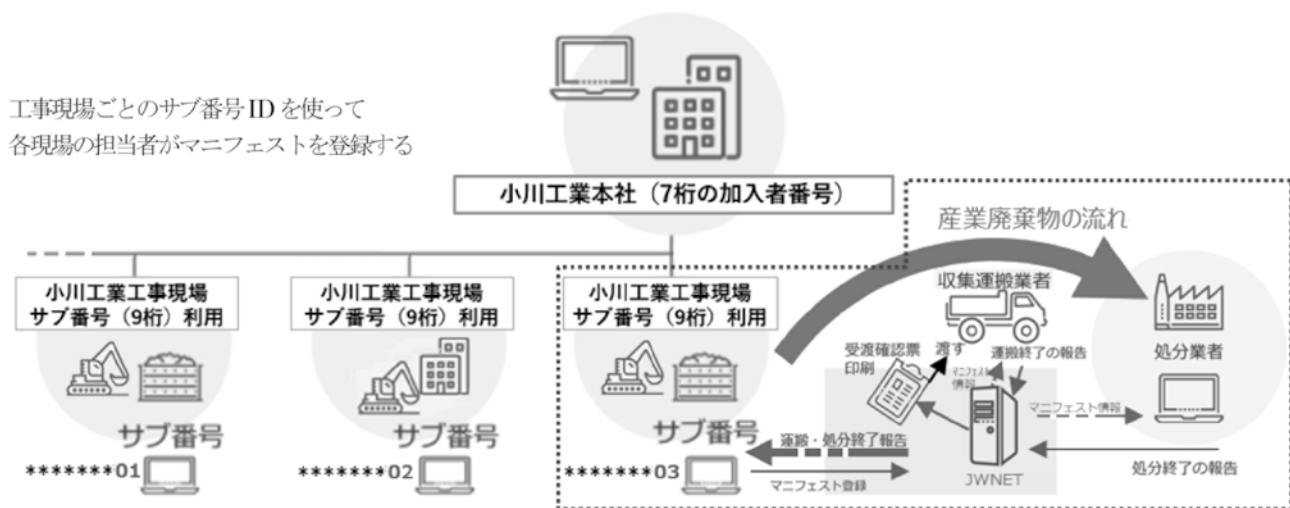


図2 サブ番号ID及び受渡確認票を利用した電子マニフェストの運用